

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良県中部農林振興事務所長から次のとおり公共測量を終了した  
ことについて通知がありました。

令和二年四月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（基準点測量及び確定測量図作成）

二 測量の地域 高市郡明日香村大字阿部山内

三 測量の終了年月日 令和二年三月十三日